

第8回香南市農業委員会議事録（令和元年8月）

1. 開催日時 令和元年9月3日（火） 午後1時31分から午後3時38分
2. 開催場所 香我美市民館2階 研修室
3. 出席委員（35人）
 - 農業委員（19人）

1番安岡洋光（会長職務代理）、2番横田榮介、3番野島利英、4番井澤 傳、5番門脇芳充、6番百田順一、7番岡村 彰、8番近森一夫、9番柳本章、10番三浦輝之、11番西村政吉、12番久武恵一、13番藤村和明、14番石丸典男、15番松村一恵、16番溝渕洋介、17番加藤 明、18番宮崎利博、19番恒石 巖（会長）
 - 農地利用最適化推進委員（16人）

1番小松英介、2番松山 好、3番宮崎誠二、4番小松達夫、5番村上信一郎、6番野嶋由慎、7番黒岩健志、8番岩川 覚、9番山本 智、10番柳本佳洋、11番末久直樹、12番久武光顕、13番河崎勝實、16番恒石 謙、17番谷山彰夫、19番高倉 享
4. 欠席委員
18番杉村敬介（推進委員）
5. 議事日程
 - (1) 開 会（会長）
 - (2) 議事録署名委員の指名 14番石丸典男 15番松村一恵
 - (3) 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明について
議案第5号	農地法第18条の規定による合意解約について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第7号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
その他の件	農地のあっせん申し出について 貸し付け（1件）、借り受け（1件）、貸し付け・売り渡し（1件）
6. 委員以外の出席者

農業委員会事務局長	中邑 彰彦
農業委員会事務局次長	立仙 泰章
農業委員会事務局主任	鮫島加代子

7. 会議の概要

議長 　　ただ今から第8回香南市農業委員会を開催致します。
季節の変わり目、天候不順の日々が続いていますが、体調はもちろん農業などにも影響が出ないかと心配をしております。今月は、農地パトロールが始まります。事故や暑さに十分気を付けながら、どうかよろしくお願ひします。忙しい中、出席ご苦勞様です。
最初に本日の出席委員の報告を願ひます。

（ 開会 13時31分 ）

事務局 　　本日の出席委員の報告を行います。本日の出席委員は19名です。香南市農業委員会総会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをご報告いたします。
なお、本日欠席の連絡がありましたのは、18番推進委員の杉村さんです。

議長 　　議事日程に従いまして本日の会議を開きます。本日の議事録署名委員さんを指名させていただきます。14番石丸委員、15番松村委員を指名いたします。両委員さんよろしくお願ひします。

議長 　　本日は現地案件がございますので、早速バスの方に移動していただきたいと思ひます。
暫時休憩します。

（現地 13時33分～14時48分）

議長 　　休憩前に引き続き会議を開きます。
現地お疲れさまでした。さっそく議事に入りたいと思ひます。

（再開 14時48分）

議長 　　最初に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
それでは、事務局より説明を願ひます。

事務局 　　農地法第3条の規定による許可申請につきまして、受付番号34番の説明をいたします。
申請地は野市町西佐古字新田1309番。地目は田、面積は1,202㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は譲渡人廃業に伴う売買です。受付番号34番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば15番農業委員さんお願ひします。

15番 　　説明どおり問題ないと思ひます。

事務局 続きまして、受付番号35番の説明をいたします。
申請地は吉川町吉原字土居屋敷廻989番9外1筆。地目は畑、面積は266㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は贈与です。受付番号35番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば11番農業委員さんお願いします。

11番 事務局の説明どおりで何も問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号36番の説明をいたします。
申請地は野市町西野字カノ丸2337番1外8筆。地目は田で面積は7,661㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は生前一括贈与となっています。受付番号36番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号37番の説明をいたします。
申請地は野市町西野字ハノ丸136番11。地目は畑で面積は233㎡です。
譲渡人、譲受人は議案書記載の方で、申請理由は売買です。受付番号37番につきまして、お手元に配布しています調査書の内容どおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
補足説明があれば18番農業委員さんお願いします。

18番 問題ないと思います。

議長 3条4件事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら採決に入ります。3条4件、許可に賛成の方は挙手願います。

議長 全員挙手ということで、許可に決定いたします。

議長 続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題と致します。
事務局より説明を願います。

事務局 農地法第4条の規定による許可申請につきまして受付番号7番の説明を致します。
申請地は、野市町下井字ウノ丸1324番、地目は田、面積は1,234㎡です。
位置図及び配置図は1ページから3ページ、現況写真は1ページをご覧ください

い。

申請地は、国道55号線と県道遠崎野市線の交差点から南へ約800mに位置し、水耕栽培でレタスを生産するための農業用施設（鉄骨造平屋建て、底面コンクリート張り、建築面積853.14㎡）1棟を建築するものです。

周囲の状況は、北は用悪水路と申請人所有の公衆用道路を隔てて同意のある田、西は県道を隔てて宅地、南は宅地、東は同意のある田です。

造成につきましては、盛り土の高さは30cm～36cmで整地します。

排水につきましては、雑排水は合併処理浄化槽で処理後、西側県道の道路側溝に排水、雨水については、北と東は雨水浸透柵を各2カ所設置して用悪水路及び青線水路に排水します。県道側溝の占用許可、排水同意、香南市管理の里道・青線水路の工事許可、使用許可は、既に取得済みです。

また、本件転用は、香南市土地環境保全条例の対象となっておりますが、8月30日付で開発協定が締結されていることを確認しております。

農地の区分としては、10ha以上の集団農地で第1種農地に該当しますが、農地法施行令第4条第1項第2号イの「農業用施設・植物工場」に該当し、不許可の例外に当たると判断します。

補足説明があれば14番農業委員さんお願いします。

14番 先程バスで現地確認をしてもらいましたが、底がコンクリートで新たな栽培技術です。事務局の説明どおりでございますが、何かここでご意見をいただければと思います。

11番 栽培の収益計画書は出てないですか。

事務局 出ておりません。

11番 3～4年のうちに、ここが廃棄処分になった場合、下がコンクリートであるが、どうなるか。

事務局 これは4条の転用であります。

議長 他に質問はございませんか。

6番 水耕栽培は養液の排水が問題になったりしますが、そういう同意は出ているか。

事務局 養液を使うことは聞いていますが、排水の同意自体は県道部分は県が出しています。

議長 休憩します。
(休憩14時58分～15時4分)

議長 再開します。
(再開15時4分)

事務局 養液につきましては、無菌室による循環型であるとのことで外には出ないとの

ことです。排水については雨水と雑排水であるということです。

7番 循環していても何年か経てば、どこかで水の入れ替えになりますが、心配するのは、その時に周囲への影響がどうかということ言ってると思います。

12番 会社役員となっているが個人でやるのか、法人でやるのか。

事務局 個人の申請です。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようでしたら採決に入ります。4条1件、許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により許可に同意し、意見書をつけて知事に送付いたします。

11番 決は採りましたが、どこか会社が申請しているという話を聞いたが。

事務局 個人の申請です。

11番 個人の申請でなく、別の会社がやった場合はどうなるか。

事務局 賃貸借という事になれば本来は5条になります。

11番 申請後、貸すという事を聞いていたので。

6番 確認したうえで個人であればよいのでは。確認してもらったら。

事務局 所有権が移るといった事は聞いていません。開発の申請も本人の申請であり、4条申請ということで受け付けております。

11番 貸すということを聞いていたので、聞きました。

議長 続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 農地法第5条の規定による許可申請につきまして受付番号19番の説明を致します。

申請地は、野市町東野字タノ丸196番13 外1筆、地目は田、面積は773㎡です。

位置図及び配置図は4ページ・5ページ、現況写真は2ページをご覧ください。

申請地は、JA高知県野市支所の南東約350m、県道山川野市線の北側に位置し、建売分譲住宅を建築するものです。分譲の内訳は、専用住宅2戸、店舗付き住宅1戸です。

周囲の状況は、北と西は宅地、南は県道を隔てて宅地、東は香南市管理の公衆

用道路を隔てて宅地です。

造成につきましては、西と北はL型擁壁を設置し、南側水路壁、東側道路と同じ高さになるよう、盛り土を45cm行います。申請地東側の道路は、建築基準法第42条第2項道路に指定されているため、道路中心線から約60cm申請地側にセットバックします。

排水につきましては、生活雑排水は申請地東側の公衆用道路に新設敷設される公共用下水道に接続します。この下水道管渠敷設工事は、本年10月に発注予定で、令和2年3月末までに完成予定であることを、香南市上下水道課に確認しております。雨水は同じ道路の東にある道路側溝に排水します。

農地の区分としては、「香南市役所から800m以内にある農地」で、第2種農地に該当します。

補足説明があれば13番農業委員さんお願いします。

13番 事務局の説明どおりで問題ないと思います。

事務局 続きまして、受付番号20番の説明をいたします。

申請地は、野市町母代寺字中川原458番外2筆、地目は田、面積は3,453㎡のうち1,600㎡です。

位置図及び配置図は6ページ・7ページ、現況写真は3ページをご覧ください。

申請地は、高知県立青少年センターから東へ約300m、県道龍河洞公園線から西へ約30mに位置し、現在建築中の住宅展示場の仮設駐車場として、13ヶ月間の賃貸借で一時転用するものです。

周囲の状況は、北と西は同意のある田、東は宅地、南は里道・水路を隔てて宅地です。

造成につきましては、盛り土はせず、透水性の土木シートを敷設し、進入路と高さを合わせるため15cmの砕石敷きとします。トラロープにより区画割りを行い54台の駐車スペースを整備します。

排水につきましては、雑排水は発生しません。雨水のみですので自然浸透と既存の排水口から南の青線水路に排水します。

農振・農用地区域内の農地ですが、一時転用のため除外申請は必要ありません。農地の区分としては、「甲種、第1種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地」で、その他の第2種農地に該当すると判断します。

補足説明があれば16番農業委員さんお願いします。

16番 先程、ご覧になったとおり問題ないと思います。

議長 事務局の説明が終わりましたが、何か質問はございませんか。
(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、採決にはいります。5条2件許可に同意される方、挙手を願います。

議長 全員挙手により許可に同意し、意見書をつけまして知事に送付いたします。

議長 続きまして、議案第4号非農地証明についてを議題といたします。事務局より

説明を願います。

事務局

受付番号13番の説明を致します。

申請地は、香我美町山北字下沢403番4 外2筆、地目は畑、面積は348㎡です。

位置図は8ページ、現況写真は4ページをご覧ください。便宜上①～③の番号を記載しています。

403番4と403番6は、昭和58年より耕作をやめ、昭和59年に土地の一部に車庫を建築しており、居宅敷地の403番2と一体利用しています。

403番7も当該車庫建築時より庭の一部となっており、畑として利用せず現在に至っています。補足説明があれば 8番農業委員さんお願いします

8番

現在、説明のとおり建築物と一体化しており、別に問題ないと思います。

事務局

続きまして受付番号14番の説明を致します。

申請地は、香我美町下分字兎谷1435番1 外1筆、地目は田、面積は1,348㎡です。

位置図は9ページ、現況写真は6ページをご覧ください。

申請地は、平成7年に耕作目的で取得し、雑草が生えている状態を農地として復元しようとしたのですが、湿地であり、隣地も山林化した低生産地で、条件不利地であったため、長期間手を加えずにいたところ、原野となり現在に至っています。

補足説明があれば 8番農業委員さんお願いします。

8番

先程、現地へ行っていただいたところであります。その辺一体が現在、非農地の状態になっておりまして湿地ということで問題ないと思います。

事務局

続きまして受付番号15番の説明を致します。

申請地は、香我美町下分字西ノ宮2080番1、地目は田、面積は44㎡です。

位置図は10ページ、現況写真は7ページをご覧ください。

申請地は、昭和61年に郷谷農免道路の拡幅工事が施工された際、申請地北側の住宅居住者が従前の道路から住宅に進入できなくなったため、隣接する土地で唯一進入に使用できる申請地を進入路として貸した状態で現在に至っています。また土地の一部には物置が設置されています。

補足説明があれば 8番農業委員さんお願いします。

8番

問題ないと思います。

議長

事務局の説明が終わりました。何か質問はございませんか。

9番

親族がいるので退席してからの審議になるのでは。

議長

14番の案件に推進委員の親族がいますが、事務局の説明をお願いします。

事務局

先程、ご指摘のあった件ですけど、「農業委員会等に関する法律」第31条（議

事参与の制限)で「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますが、議決権のある農業委員に適用されるもので、推進委員は該当しませんので、退席の必要はないと事務局では考えております。

議長 よろしいでしょうか。

議長 他に質問はございませんか。

議長 ないようでしたら採決に入ります。非農地証明3件許可に同意される方は挙手願います。

議長 全員挙手により許可に同意ということに決定いたします。

議長 続きまして、議案第5号農地法第18条の規定による合意解約についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 説明の前に議案書に訂正があります。30番の賃借人の氏名欄が間違えています。29番と同じでありますので訂正をお願いします。

それでは、受付番号29番の説明を致します。

申請地は野市町西佐古字新田1308番。地目は田、面積は4,112㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、解約後は中間管理事業による売買が予定されています。

続きまして、受付番号30番の説明を致します。

申請地は野市町西佐古字新田1295番。地目は田、面積は6,131㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃借人の都合による解約で、解約後は確認できておりません。

続きまして、受付番号31番の説明を致します。

申請地は野市町西野字チノ丸773番1。地目は田、面積は867㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の方です。解約理由は賃貸人の都合による解約で、解約後は転用予定とのことです。

議長 事務局の説明が終わりましたが何か質問はございませんか。

(なしの声あり)

議長 ないようでしたら、おはかりいたします。農地法第18条の規定による合意解約について3件ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしということで申請どおり許可に決定いたします。

議長 議案書案件を終わりました承認案件ですが、全員書類の方は見ていただいたでしょうか。見ていない方は確認していただくようお願いします。

全員確認していただいたでしょうか。それでは、おはかりいたします。

議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について、利用権の設定7件、所有権の移転5件、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め承認することとします。

議長 続きまして、議案第7号農地法第3条の3第1項の規定による届け出について2件ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 異議なしと認め受理することとします。

議長 承認案件を終わりました。その他の件について事務局より説明を願います。

事務局 農地のあっせん申し出について貸し付けが1件、貸し付け、売り渡し、どちらでもかまわないが1件、借り受けが1件出ております。借り受けにつきまして、希望は野市町内でハウス付きで1反から2反の物件があれば情報提供をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。農地のあっせん申し出について、発言のある方はお願ひします。

議長 ないようですので、ご異議ございませんか。

議長 異議なしと認め、決定いたします。

議長 以上、本日予定していましたが全ての案件につきまして、審議は終了しましたが、何か他にございませんか。

事務局 お知らせがあります。7月に行きました視察研修の経費が確定しましたので、積み立ての中から引かさせていただきます。

それとお配りしていますが、全員研修会の案内が来ております。9月25日(水)13時30分から15時30分までサンピアシリーズで行われます。正式文章はまだですので、またお知らせします。

農地パトロールの割当表をお回ししています。各地区で3日程取っています。土日に使用したい方がおれば、貸出できますので問い合わせてください。配布資料の説明。よろしくお願ひします。タブレットも持ってきていますので、会終了後に説明等します。以上です。

あと、活動記録簿の記載の仕方の資料を配っていますので、参考にしてください。

議長 他にございませんか。

議長 ないようでしたら、以上で第8回香南市農業委員会を終了いたします。どうもありがとうございました。

なお、次回の農業委員会につきましては10月2日(水)午後1時30分から、この場所で行いますのでよろしくお願ひします。

(閉会 15時38分)

議事録署名人

議事録署名人

会 長